

議案第 33 号

公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市吹上浜野外教育センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

南あわじ市吹上浜野外教育センター

2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市阿万吹上町 7 1 7 番地

名 称 吹上町自治会

自治会長 阿 部 錦 也

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

【南あわじ市吹上浜野外教育センター】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写し）	P 1
指定管理者候補者団体概要書	P 2
指定管理を行う施設の事業計画書	P 3
指定管理に係る収支計画書	P 4
候補者選定基準	P 5
指定管理業務にかかる基本協定書（案）	P 6

(要項様式2号)

指定管理者指定申請書

令和2年11月 9日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

団体名 吹上町自治会

団体住所 南あわじ市阿万吹上町

代表者名 阿部太治

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名 称	吹上町自治会	
	事務所の所在地	南あわじ市阿万吹上町	
管理を行おうとする公の施設の名称		南あわじ吹上浜野外教育センター 市	
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の活動内容、経営状況等を説明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 指定管理料提示書 <input type="checkbox"/> 連帯保証人選任書・承諾書	<input type="checkbox"/> 申込資格を確認する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 収支計画書 <input type="checkbox"/> グループ結成届 <input checked="" type="checkbox"/> その他(団体概要書)	
(事務処理欄)			

(要項様式3号)

団体概要書

フリカナ 団体名称	吹上町自治会			
フリカナ 代表者名	阿部太治			
所在地	南あわじ市阿万吹上町			
電話番号	■■■■■■■■■■	FAX番号		
設立年月日	平成24年3月23日			
主な事業活動 (沿革等)				
団体の特色及び 経営方針				
免許・登録等				
構成員数 (従業員数)				
指定管理者 制度担当者	氏名	阿部太治	担当部署・役職	自治会長
	電話番号	■■■■■■■■■■	FAX番号	
	メールアドレス		その他	

※ 団体の組織図については、別途添付すること

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで

事業計画書

I 管理運営の基本方針

- 1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方
 - ・吹上浜野外教育センターの利用客が快適に過ごせるよう公衆衛生等の向上を図る等、施設の適正管理を行い、南あわじ市の観光資源である吹上浜の景観保護に努めるようにする。

II 利用者の施設利用に関する事項

- (1) 施設利用の平等の確保への具体的な取組み
 - ・市広報及び施設利用チラシ等の配布を実施する。
- (2) 施設利用者の利用満足度向上への具体的な取組み
 - ・自治会全体での草刈り、吹上生産森林組合理事との清掃（年2回）等
 - ・吹上浜の飛砂対策及び希少植物保護、堆砂垣設置や先進事例現場調査への参加。

III 組織体制、人員配置等

- (1) 職員の配置計画
 - ・吹上自治会において指名した2名を、キャンプ場開設期間の管理人として配置する。
- (2) その他施設を安定して管理運営を実施するための人力的な手法等
 - ・管理人の他にも自治会役員、OB役員による巡回指導等をおこなう。
 - ・キャンプファイヤー実施時における消防団の見守り

IV 安全管理への取組み

- (1) 災害や事故の防止への取組み
 - ・災害、事故等が発生した場合は、南あわじ市長へ直ちにその状況を報告するとともに安全を第1義として考え対応する。

VI 個人情報に関する事項

- (1) 個人情報の保護に関する具体的な取組み
 - ・別記『個人情報取扱特記事項』を引き続き遵守する。

(要項様式7号)

収 支 計 画 書

項目	年度	R3	R4	R5	R6	R7	合計	備考	
収入	指 定 管 理 料	0	0	0	0	0			
	利 用 料 収 入	6,700	6,700	6,700	6,700	7100	33,900		
	そ の 他	300	300	300	300	300	1,500		
	自 主 事 業 収 入	0	0	0	0	0			
	収 入 合 計	7,000	7,000	7,000	7,000	7,400	35,400		
支出	人 件 費	3,340	3,340	3,340	3,340	3,500	16,860		
	需 用 費	消 耗 品 費	200	200	200	200	240	1,040	
		光 熱 水 費	800	800	800	800	840	4,040	
		修 繕 費	400	400	400	400	560	2,160	
		そ の 他							
	役 務 費	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000		
	施 設 管 理 費	通 信 費 運 搬 費	110	110	110	110	110	550	
		備 品 購 入 費	50	50	50	50	50	250	
		委 託 費	600	600	600	600	600	3,000	
	使 用 料 ・ 手 数 料								
	そ の 他	100	100	100	100	100	500		
	自 主 事 業 費	0	0	0	0	0			
	支 出 合 計	7,000	7,000	7,000	7,000	7,400	35,400		
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0			
累 計 収 支 額	0	0	0	0	0	0			
<p>【収入増に向けた取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動等による施設利用者の利用満足度を向上させ、リピータ客を積極的に確保する。 									
<p>【経費縮減に向けた取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場開設期間について、管理人を適切に配置するとともに、自治会役員、OB 役員による巡回指導、清掃活動等、地域全体でキャンプ場を運営していく。 									

(注1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注2) 『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

(注3) 『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

(注4) 『指定管理料』については管理業務実施の対価として指定管理者が受け取る額を記入してください

(注5) 収支の各項目の内訳明細資料を添付してください

吹上浜野外教育センター 指定管理者選定基準

選定項目	審査内容	備考
団 体 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の概要 ・財政基盤の安定性・健全性 ・施設経営ノウハウの蓄積 	
運 営 上 の 基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な基本方針と将来展望 ・管理運営業務に関する基本方針、実施方法 ・コスト縮減等の経営方針 	
施設管理運営体制と組織に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員配置とその特色（法的に必要な資格、施設管理上必要な有資格者を配置すること） 	
利用者へ提供するサービスの計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平等な利用の観点から、管理運営業務における公平・公正性の確保について ・サービスを向上させるための方針、具体策 	
安全確保の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・防災等緊急時の危機管理の取り組み ・利用者の安全確保について ・個人情報保護の措置について 	
収 支 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画 	

南あわじ市吹上浜野外教育センターの指定管理業務に関する基本協定書(案)

南あわじ市(以下「甲」という。)と吹上町自治会(以下「乙」という。)とは、南あわじ市吹上浜野外教育センター(以下「野外教育センター」という。)の管理運営に関する業務(以下「管理業務」という。)について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 206 号)第 7 条の規定に基づき、次の事項により協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、南あわじ市吹上浜野外教育センター条例(平成 17 年南あわじ市条例第88号。以下「条例」という。)第 11 条の規定により指定管理者に指定された乙が行う野外教育センターの管理事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理業務)

第 2 条 甲は、野外活動を通じて青少年の健全育成に資するために、条例第 11 条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせるものとする。

- (1) 野外教育センターの使用の許可及び維持管理に関すること
- (2) 野外教育センターの利用者がその施設等を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続きに関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて別に定める業務

(指定管理者の責務)

第 3 条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、野外教育センターが適正かつ円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、野外教育センターを常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第 4 条 甲が乙に指定管理者として指定する期間は、令和3年 4 月 1 日から令和8年 3 月 31 日までとする。

2 管理業務にかかる事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(使用料金収入の取り扱い)

第 5 条 乙は、野外教育センターにかかる使用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(事業計画等の提出)

第 6 条 乙は各年度の 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の体制
- (2) 事業の概要
- (3) 管理業務に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

(事業及び業務報告)

第 7 条 乙は、実施した事業の内容及び実績について、毎事業年度終了後 5 月 31 日までに、管理業務に係る事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、甲が指示したときは、当該方法によるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 野外教育センターの利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

4 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第 8 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定に違反したとき
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき
- (3) 前 2 号の他乙が野外教育センターの管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その 3 ヶ月前までに甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、第 1 項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の 30 日前までに乙に通知しなければならない。

4 前 2 項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定めることとする。

(原状回復義務)

第 9 条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第 10 条 乙は、野外教育センターの管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第 11 条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第 13 条 野外教育センターの管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事業が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第 14 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和3年4月1日

甲 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市長 守本 憲弘

乙 兵庫県南あわじ市阿万吹上町

吹上町自治会長 阿部 太治

別紙「過年度決算額及び予算見込み、利用者人数」

【利用者人数】 吹上浜野外教育センターキャンプ場

	H27			H28			H29			H30			R元		
	日帰	宿泊		日帰	宿泊		日帰	宿泊		日帰	宿泊		日帰	宿泊	
		大人	小人		大人	小人		大人	小人		大人	小人		大人	小人
4月	9	91		28	349		19	297	55	50	541	103	39	722	161
5月	105	667		33	587		28	591	161	112	594	127	64	776	162
6月	7	108		21	104		50	160	31	37	239	46	54	371	60
7月	29	451		81	638		61	556	131	47	341	85	54	388	85
8月	108	965		165	1,062		88	857	252	53	678	168	69	684	180
9月	113	685		34	461		109	391	73	61	442	126	91	463	66
10月	24	143		45	290		22	206	57	54	379	97	15	349	55
11月	0	10		3	69		13	199	46	161	244	50	36	359	72
12月	-	-		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
1月	-	-		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
2月	-	-		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
3月	-	-		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	395人	3,120人	人	410人	3,560人	390人	3,257人	806人	575人	3,458人	802人	422人	4,112人	841人	
	395人	3,120人		410人	3,560人		390人	4,063人		575人	4,260人		422人	4,953人	
	合計 3,515人			合計 3,970人			合計 4,453人			合計 4,835人			合計 5,375人		

【過年度決算額及び予算見込み】 吹上浜野外教育センターキャンプ場

過年度決算額(単位:千円)											本年度予算額			
H27			H28			H29			H30		R元		R2	
収入	宿泊料	3,689	宿泊料	4,227	宿泊料	4,823	宿泊料	5,008	宿泊料	5,858	宿泊料	5,858		
	デイキャンプ	198	デイキャンプ	205	デイキャンプ	195	デイキャンプ	288	デイキャンプ	211	デイキャンプ	211		
	駐車料	637	駐車料	731	駐車料	871	駐車料	938	駐車料	1,131	駐車料	1,131		
	貸出料	439	貸出料	464	貸出料	431	貸出料	375	貸出料	338	貸出料	338		
	その他	149	その他	136	その他	183	その他	343	その他	437	その他	437		
		5,112		5,763		6,503		6,951		7,975		7,975		
支出	維持費	2,959	維持費	3,311	維持費	1,404	維持費	1,574	維持費	1,343	維持費	1,343		
	備品費	30	備品費		備品費	113	備品費	118	備品費	43	備品費	43		
	衛生費	51	衛生費	55	衛生費		衛生費		衛生費		衛生費			
	諸費	27	諸費	74	諸費	1,171	諸費	1,102	諸費	2,018	諸費	2,018		
	人件費	2,045	人件費	2,323	人件費	2,651	人件費	2,801	人件費	3,912	人件費	3,912		
	その他		その他		その他	602	その他	814	その他	106	その他	106		
	5,112		5,763		5,941		6,409		7,422		7,422			
収支					562		542		553		553			

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 指定管理者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後

議案第34号

公の施設の指定管理者の指定について（丸山海釣り公園、生産物直売所、丸山漁業活性化センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

南あわじ市丸山海釣り公園

南あわじ市生産物直売所

南あわじ市丸山漁業活性化センター

2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市阿那賀1463番地6

名 称 南あわじ漁業協同組合

代表理事組合長 小 磯 富 男

3 指定の期間

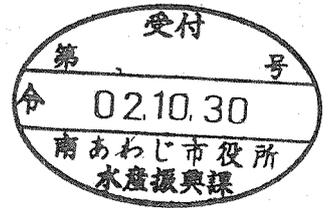
令和3年4月1日から令和6年3月31日

【南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所・丸山漁業活性化センター】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写し）	．．．．．	P 1
団体の団体概要書	．．．．．	P 2
事業計画書	．．．．．	P 3
収支計画書	．．．．．	P 8
指定管理業務に係る基本協定書（案）	．．．．．	P 9
指定管理業務に係る年度協定書（案）	．．．．．	P 15

様式第1号（第3条関係）



指定管理者指定申請書

令和2年10月30日

南あわじ市長 守本 憲弘 様

所在地 南あわじ市阿那賀 1463 番地 6

名称 南あわじ漁業協同組合

代表理事組合長

代表者の氏名 小磯 富 男

電話番号 0799-39-0000

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名称	南あわじ漁業協同組合
	事務所の所在地	南あわじ市阿那賀 1463 番地 6
管理を行おうとする公の施設の名称	南あわじ市海釣り公園（南あわじ市立丸山海釣り公園） 南あわじ市生産物直売所（丸山漁港「魚彩館」） 南あわじ市丸山漁業活性化センター	
添付書類	■ 事業計画 ■ 団体の概要説明書 ■ 団体の活動実績等 ■ 収支計画書	
(事務処理欄)		

団体概要書

フルガナ 団体名所	ミナミアワジギョギョウキョウドウクミアイ 南あわじ漁業協同組合			
フルガナ 代表者名	コイソ トミオ 小磯 富男			
所在地	南あわじ市阿那賀 1463 番地 6			
電話番号	0799-39-0005	F A X 番号	0799-39-0159	
設立年月日	昭和 20 年 4 月 1 日			
主な事業活動 (沿革等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者の協同組織として、販売事業、購買事業等の経済事業 ・ 水産業の振興及び組合員の福祉向上 ・ 漁業権の管理を中心として資源や漁場の管理 ・ 丸山海釣り公園・魚彩館・漁業活性化センターの管理運営業務 ・ 伊毘うずしお村の管理運営業務 			
団体の特色及び 経営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稚魚放流等を行うことで「つくり育てる漁業」の推進に努力し、漁獲量の増加を図る。 ・ 海釣り公園の管理運営やイベントの開催を通じて、観光業の活性化及び都市と漁村の交流を図る。 ・ 「ワカメ」や「タコ」、「タイ」を中心に地元で水揚げされる漁獲物の P R 活動を実施する。 			
免許・登録等				
構成員数 (従業員数)	正組合員 85 名 (正規職員 6 名)			
指定管理者 制度担当者	氏名	東	担当部署・役職	南あわじ漁業協同組合職員
	電話番号	0799-39-0005	F A X 番号	0799-39-0159
	メールアドレス	jf-minamiawaji2@japan-mail.net	その他	

※ 団体の組織図については、別途添付すること。

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
			年 月から 年 月まで

事業計画書

① 管理運営の基本方針

1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

令和元年11月に開催された令和の大嘗祭において、大正、昭和、平成に続き、丸山の乾鯛が天皇陛下に献上されました。

現在、丸山地区では、当組合と自治会などを中心に「丸山地域づくり協議会」を立ち上げ、この『丸山献上鯛』を柱とした丸山の海産物のブランディング事業、コミュニティカフェ事業など地域づくりの取り組みを進めています。今後も「魚彩館」・「活性化センター」・「海釣り公園」を拠点として、取り組みをさらに加速させ、丸山地区の活性化とPR、集客数や収益の向上を目指していく計画です。

また、近年は魚価が低迷するなど、丸山の主要産業である漁業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。当組合としましては、上記の取組を通じて、「献上鯛のふるさと」として丸山海産物のブランディングを推進することにより、魚価の向上と販路の拡大を実現し、漁業の活性化に繋げていきたいと考えます。

各施設の運営方針については、「魚彩館」では当組合の産直施設として丸山海産物の販路拡大や各種方面へのPRを推進し、また「活性化センター」では魚彩カフェを開店し、地域住民への憩いの場の提供や、『丸山献上鯛』を活用した料理のレシピ開発などを進めていきます。

「海釣り公園」については、自然の磯を活用した貴重なレクリエーション施設として、これらの取り組みと併せて、一体的にPRし、新規利用者の開拓を推進します。

この度のコロナ感染症拡大の影響は受けたものの、その中でも『丸山献上鯛』のブランディングは着実に進んでいます。魚彩カフェも10月2日に営業を再開しました。今後も地域一体となって本施設を中心とした地域づくりをさらに加速させていきたいと考えます。



『丸山献上鯛』



『魚彩コミュニティカフェ』



『丸山献上鯛ロゴマーク』



『元町マルシェ 出品打合せ状況』

また、本施設は大鳴門橋が一望でき、風車のある漁村として市の観光地でもあります。各施設に係る管理運営につきましては、条例及び指定管理者協定書に基づき進めていきます。特に、利用許可については条例に基づき行い、利用者に利用上の注意や禁止事項を徹底させるようにします。

2) 指定期間内における達成目標

地元海産物のブランディング事業を通じて、『丸山献上鯛』を中心とした商品開発を行い、美菜恋来屋を始めとした市内の観光施設との連携や、丸山地域ホームページにて販売を行うなど、丸山海産物や施設のPR機会を増やし、売上増加による収支の改善を実現します。

また、販売拠点となる魚彩館において、専門家を招き商品開発や効果的な商品のディスプレイ方法、従業員の教育について、指導を仰ぐなどして店内環境の改善に取り組んでいきます。

3) 各施設間の連携に関する事項

丸山海産物及び施設のPRの機会を増やすため、市内の他の公共施設及び観光施設と連携を深めていくようにします。加えて、施設利用者がスムーズに来園し、かつ安心して利用できるような施設運営を行います。

4) 上記以外で特別に記載する事項

令和3年 1月：『丸山献上鯛』ラベル、料理レシピの完成

⇒美菜恋来屋や神戸元町マルシェ、ひょうごマニア（ショッピングサイト）への出品開始。

令和3年 3月：丸山地域ホームページ開設予定

⇒ホームページにおいても丸山海産物等の販売を開始。

② 管理運営体制として組織に関する事項

1) 組織体制、職員（会員）の配置計画

必要な人員を適切に把握し、各施設に適切に配置します。

なお、休園日以外は職員を施設ごとに必ず1名以上を配置し、利用者への利便性の向上に努めます。

2) 人材確保に関する具体策（採用計画等）

当面は、現在従事している正規1名、パート2名を継続して雇用しますが、施設の運営状況等を適切に把握し、改善の必要がある場合は適宜見直しを行います。

3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

お客様に不快感、不便感を与えないように適宜必要な指導を徹底します。

また、必要に応じて漁協職員と同様に研修等に参加させるようにします。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特にありません。

③ 施設・設備の維持管理

1) 施設・設備の管理体制と維持管理計画の適切さ

利用者に不快感を与えないよう清掃を適宜行い、清潔な状態を維持します。

日常点検を行い、施設の性能劣化を抑えるように努めます。

快適な環境を保つために適時適切に清掃を行い、魚類の販売等には衛生面等を十分に注意します。

また、施設整備者である南あわじ市と密接な連絡体制をとることで、施設の維持管理や利用状況を報告し、必要であれば協議を行い、施設を適切な環境で運営することに努めます。

2) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の節減）

施設・設備の管理に常に注意を払い、適切な職員の配置を行い、各施設間において相互連携することで効率的な運営を図り、経費縮減につなげます。

3) 外部委託にかかる市内発注の考え方

当組合でできないもの、外部委託の方が安価にできるものがあれば、市内の業者に外部委託を検討します。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特にありません。

④ 利用者の施設利用とサービス向上

1) サービスの向上の具体的な取り組み

専門家を招き商品開発や効果的な商品のディスプレイ方法、従業員の教育など店内環境の改善に取り組んでいきます。また、特に海釣り公園の運営にあたっては、利用者の要望等を吟味し、平等性において適切であると認められる場合は、積極的に改善していきます。

2) 施設利用の平等の確保への具体的な取り組み

海釣り公園条例、丸山漁業活性化センター条例、生産物直売所条例を遵守し、市民並びに観光客など利用者に対して公平・公正に施設の利用を許可することとします。

また、公の施設であることを肝に銘じ、特定の利用者等に有利になる管理運営は、一切行わないようにします。

3) 施設利用者の増加への具体的な取り組み

地元観光協会及び美菜恋来屋、市内の観光施設など各種団体とのタイアップ事業を積極的に取り組むことにより、本施設の認知度と集客効果の改善を図ります。

加えて、魚彩館周年フェアや釣り大会等を定期的に行い、また、現在活用できていないSNSやホームページなどについても積極的に活用し、利用者層の拡大やファミリー層の開拓を行います。

4) 利用者の意見、要望等の把握の方法

利用者アンケート等の実施により、お客様のニーズを把握するよう努めます。
また、直接苦情等があれば内容をよく聴取し、従業員全員で共有するようにします。

5) 利用者の苦情等への対処方法

利用に係るトラブルについては、誠意をもって対応し、解決するように努めます。

6) 上記以外で特別に記載する事項

特にありません。

⑤ 安全管理への取り組み

1) 施設・設備に係る安全管理への取り組み

終業時には、設備等の電源の確認及び利用者の居残り等がないか常に注意を払う。
設備に不備や損傷箇所がないか適時点検し、安全管理に努める。
新型コロナウイルス感染拡大の予防について、施設の資材（マスク、体温計、各種消毒資材など）を確保し、また安全チェックリストにより安全対策を徹底していく。

2) 災害や事故、犯罪の防止への取り組み

設備の日常点検を行い、定期的に見回りを実施し、事故・犯罪を未然に防ぐように努める。
また、各施設ともに防犯の観点から日々の施錠は必ず行う。
特に、海釣り公園施設の釣り台の不備等に気をつけた管理を行う。

3) 緊急時の対応

市の防災マニュアルに基づいた緊急時マニュアルを作成し、市との連絡体制を整えた緊急時の連絡表を作成し、適切に対応するようにします。

4) 個人情報及び情報公開に関する具体的な取り組み

個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めます。

5) 上記以外で特別に記載する事項

特にありません。

⑥ その他に関する事項

1) 自主事業の実施について

魚彩館周年フェアや釣り大会等を定期的に行うようします。
専門家を招いて、丸山海産物を活用した商品開発や、レシピの開発を継続して行います。また、干物づくりのイベント等を開催するなど、地域の特色を生かした体験と食とを組み合わせたい取り組みを進めていきたいと考えます。

2) 広報活動に関する具体的な取り組み

地域づくりホームページや観光関連等の各広告媒体の活用、また地元観光協会及び観光施設などとの連携により、積極的に情報発信を行い、丸山の海産物はもちろん、「海釣り公園」などの既存のレクリエーション施設についても積極的にPRしていきます。

3) リスクへの対応

常にリスクを念頭に置き、リスクの発生をできるだけ少なくなるよう現場従業員の日常業務を行うようにし、漁協全職員との連絡・対応体制をとるようにします。

4) 地域活動への参加・貢献、自治会等各種団体との協働・連帯への具体的な取り組み

本施設は当組合と自治会等からなる「丸山地域づくり協議会」の拠点として位置付けられており、ブランディング事業、コミュニティカフェ事業の中心的な役割を担うものです。

今後も、自治会等の地域づくりと連携をとって、地元住民の憩いと安らぎの場の創出や、地域一丸となった地域産業の活性化、観光客と地域住民との交流などによる地域のにぎわいづくりに尽力していきます。

5) 上記以外で特別に記載する事項

特にありません。

南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・丸山漁業活性化センター

収支計画書

(単位:千円)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収入項目	指 定 管 理 料	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	入 園 料	2,600	3,400	3,400	3,400	3,400
	売 上 利 益	6,400	8,100	8,100	8,100	8,100
	収 入 合 計	13,200	15,700	15,700	15,700	15,700
支出項目	人 件 費	9,650	11,400	11,400	11,400	11,400
	光 熱 水 費	1,500	1,900	1,900	1,900	1,900
	上 下 水 道 代	300	400	400	400	400
	通 信 費	200	200	200	200	200
	保 険 料	600	600	600	600	600
	漁 港 占 用 料	220	220	220	220	220
	修 繕 費	200	300	300	300	300
	消 耗 品 費・備 品	400	550	550	550	550
	そ の 他	130	130	130	130	130
	計	13,200	15,700	15,700	15,700	15,700
収 支 差		0	0	0	0	0
利 用 者 数 (人)		8,500	11,000	11,000	11,000	11,000
雇 用 人 数 (人)		4	4	4	4	4
特 記 事 項						

南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・
丸山漁業活性化センター

指定管理者基本協定書（案）

令和3年4月1日

南あわじ市

南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・丸山漁業活性化センター
指定管理者基本協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と南あわじ漁業協同組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・丸山漁業活性化センター（以下「施設」という。）管理運営に関する事業（以下「事業」という。）について、以下のとおり合意したので、協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、確認する。

（目的）

第1条 基本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 指定管理者は、南あわじ市海釣り公園条例（平成17年南あわじ市条例第152号）、南あわじ市生産物直売所条例（平成17年南あわじ市条例第153号）及び南あわじ市丸山漁業活性化センター条例（平成17年南あわじ市条例第154号）（以下「条例」という。）各第1条の設置理念に基づき、適切な管理運営を行うこととする。

（管理の基準）

第3条 指定管理者は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例及び施行規則並びに関係法令、指導等に従い、事業を実施しなければならない。

（指定期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第5条 市が指定管理者に管理を行わせる施設は、条例第2条に掲げる施設（以下「施設」という。）とし別表第1のとおりとする。指定管理者が行う施設の管理運営の業務は次のとおりとする。

- (1) 施設の使用許可に関する業務
- (2) 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設の設備、器具等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（施設の維持管理費等）

第6条 施設の修繕費については、1件につき20万円（消費税含む）以上のものについては市と指定管理者の双方協議のうえ実施するものとし、1件20万円（消費税含む）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとす

る。又備品関係について1件につき5万円(消費税含む)以上のものについては市と指定管理者の双方協議のうえ実施するものとし、1件5万円(消費税含む)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 施設の管理運営上、必要な日常経費、物品の更新、火災保険料及び傷害保険料、その他必要と認められる任意保険料に要する費用は指定管理者の負担とするものとする。

(個人情報の保護等)

第7条 指定管理者が取扱う個人情報については、南あわじ市個人情報保護条例(平成17年南あわじ市条例第17号)の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理業務の一部又は全部に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

(管理業務にかかる情報の公開)

第8条 施設の管理業務において指定管理者が取扱う情報について、南あわじ市情報公開条例(平成17年南あわじ市条例第18号)に基づき、情報公開請求がなされたときは、指定管理者は、これに協力しなければならない。

(会計区分)

第9条 当該管理運営事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、南あわじ市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した規則で定める事業報告書を作成し、毎年度終了後、2ヶ月以内に市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び事由
 - (3) 利用料金の収入実績
 - (4) 管理に係る経費の収支状況
 - (5) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
- 2 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
 - 3 指定管理者は、事業の実施に当たり、事故等が生じたときは、指定管理者の責に帰すべき事由によると否とを問わず、遅滞なく市にその状況を報告しなければならない。

(指定管理料の支払い)

第11条 市は本業務の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

2 市が指定管理者に対して支払う指定管理料については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(利用料金収入の取り扱い)

第 12 条 指定管理者は、条例等に定めがある場合、本施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第 13 条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定についてはあらかじめ市の承諾を受けるものとする。

(財産の管理)

第 14 条 指定管理者は、事業に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、事業の運営に使用するものとする。

2 指定管理者は、市が支払う対価によって指定管理者が取得した備品については速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 指定管理者は、事業に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認をうけたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けたときは、この限りでない。

5 指定管理者は、天災地変その他の事故により施設に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

(市の基本協定等の解除)

第 15 条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者に対して書面により通知した上で、基本協定及び年度協定を解除することができる。

(1) 指定管理者が指定管理者の責に帰する事由により基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 指定管理者が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

(3) 指定管理者が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し、又は停止を受けたとき並びに事業実施能力が無いと判断されたとき。

2 市又は指定管理者は、この協定を解除しようとするときは、6ヶ月前までに相手方に申し出なければならない。

(損害賠償)

第 16 条 指定管理者又はその使用人がその責めに帰する事由により、市又は第三者に対し損害を与えたときは、指定管理者は、そのすべての損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第 17 条 指定管理者は、第 4 条に定める指定期間が満了したとき、又は第 15 条の規定により基本協定等が解除されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(リスク分担)

第 18 条 管理業務に関するリスク分担については、天災・暴動等による履行不能な時は市の負担とするが、その他管理運営上の経費等の赤字に関しては、指定管理者の負担とする。

(禁止事項)

第 19 条 指定管理者は、基本協定を締結し生じる権利義務による、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、市の許可を得たときはこの限りではない。

(1) 第三者に対し、当該施設の共用、転貸又はこの協定による権利を譲渡、継承若しくは担保に供すること。

(2) 当該施設の模様替え等、現状に変更を加える一切の行為

(信義則)

第 20 条 市及び指定管理者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 21 条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第 22 条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

市と指定管理者とは、この基本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 3 年 4 月 1 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1
南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市阿那賀 1 4 6 3 番地 6
南あわじ漁業協同組合
代表理事組合長 小 磯 富 男

別表第1(第5条関係)

名 称	位 置	面 積 等
釣台	南あわじ市阿那賀	450.00㎡
連絡橋	丸山弁天島周辺	47.00㎡
歩道		219.15㎡
管理施設		8.00㎡
生産物直売所	南あわじ市阿那賀1506番地の2	488.00㎡
漁業活性化センター	南あわじ市阿那賀1506番地の1	236.64㎡

南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・
丸山漁業活性化センター

指定管理者年度協定書（案）

令和3年4月1日

南あわじ市

南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・丸山漁業活性化センター
指定管理者年度協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と南あわじ漁業協同組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・丸山漁業活性化センター（以下「施設」という。）管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について締結した南あわじ市丸山海釣り公園・生産物直売所「魚彩館」・丸山漁業活性化センター施設指定管理者基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 市及び指定管理者は、令和3年度の業務内容は、基本協定第5条及び南あわじ市海釣り公園条例（平成17年南あわじ市条例第152号）第10条第2項、南あわじ市生産物直売所条例（平成17年南あわじ市条例第153号）第3条第2項、南あわじ市丸山漁業活性化センター条例（平成17年南あわじ市条例第154号）第9条第2項に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 市は、本事業の対価として、金4,200,000円を指定管理者に支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

市と指定管理者とは、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 3年 4月 1日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市
代表者 南あわじ市長 守本 憲弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市阿那賀1463番地6
南あわじ漁業協同組合
代表理事組合長 小磯 富男